

違反是正事例（事例6－4）

テーマ < 営業用給油取扱所におけるコンタミ事故に対する違反処理 平成29年 >

(使用停止命令・給油取扱所・移動タンク貯蔵所)

- 営業用給油取扱所において、灯油タンクに誤ってガソリンを荷下ろしした移動タンク貯蔵所事業者及びガソリンが混入した灯油を顧客に販売したセルフ給油取扱所に対する違反処理事例

危険物施設の概要

(1) 営業用給油取扱所（セルフ給油取扱所）

(2) 設置許可年月日 昭和48年1月22日

許可品名 第4類第1石油類 ガソリン 38,000ℓ

第2石油類 灯油 19,000ℓ 他

違反処理の概要

(1) 違反覚知の端緒

ア 平成29年12月26日19時頃、営業用給油取扱所（以下「スタンド」という。）の所長が、当日の売り上げ及び荷卸し状況の確認と併せて地下貯蔵タンクの在庫量を確認したところ、灯油の実在庫が計算上の在庫より約700リットル多く、一方ガソリンについては約700リットル少なかったことを確認し、27日4時頃、スタンド従業員が最寄り消防署に駆け込んだことから、消防機関が覚知した。

イ その際、スタンドから次のような報告があった。

① 12月26日14時45分頃、移動タンク貯蔵所（以下「ローリー」という。）が来て荷卸し作業を開始。

作業中に満量警報が鳴動したことから、灯油を荷卸しし過ぎたことに気づき、その後、ローリーの運転手により灯油をローリーに戻す作業を行った事実があった。

② スタンドの所長が19時頃に在庫管理を行ったところ、在庫量の誤差を確認したため、他のスタンドの所長に報告したところ、コンタミを疑って灯油販売を中止するよう指示を受け、灯油の販売は中止し、その後、営業本部長に電話で報告した。

③ 電話で報告を受けた営業本部長が、出向先から深夜にスタンドに到着。状況を確認し、コンタミの可能性を否定できないことから、最寄消防署に駆け込んだ。

(2) 覚知後の経過

ア 消防本部では、消防署からの報告を受け、直ちに「危機管理当直マニュアル」に基づき、予防課長及び幹部職員に連絡、消防局対策本部を設置し、警察及び市役所にも連絡した。

イ 消防本部の予防課職員がスタンドへ出向し調査を開始した。

関係者の供述から14時45分頃から16時10分頃にかけて行われた荷卸しの際に灯油

タンクへガソリンが混入した可能性があることから、地下貯蔵タンクから空のローリーへの抜き取り及び仮貯蔵・仮取扱承認申請を指示した。

ウ ローリーに抜き取られた油を当該ローリーのハッチから収去して、消防本部（スタンド側でも同時に実施）定性分析を実施した結果、灯油にガソリン成分が混ざっていることを確認した。

エ 延べ10台の消防車により、付近住民への広報活動を開始、市は防災無線で広報を実施。警察機関は、該当時間に灯油を購入した者を特定する為にスタンドに設置された防犯カメラによる車両ナンバーの特定及びクレジットカード決済情報に係る照会により販売先の特定制業とヘリコプターと警察車両による広報活動を実施した。

オ 平成29年12月27日、覚知からおよそ15時間後に全量回収され、本件に起因する災害は発生しなかった。

(3) 違反処理経過

ア 定性分析を実施した結果を踏まえ、スタンドの灯油の地下貯蔵タンク（以下「灯油タンク」という。）内にガソリンが混入しており、公共の安全の維持、災害発生の防止の為、緊急の必要があると認められたため、灯油タンクから固定給油設備まで、消防法第12条の3第1項に基づき、緊急使用停止命令（口頭）を発動した。

イ 違反調査の結果、次の事実が確認された。

- ① ローリーの乗務員（危険物取扱者）がローリーへの荷積みの際、ガソリンを貯蔵しているハッチの底弁バルブの閉止が不十分であることを確認できなかったため、スタンドで灯油タンクに灯油を荷卸しする際、ガソリンを貯蔵しているハッチからもガソリンが流れ出してしまった。
- ② ローリー運転手は、スタンドへの荷卸ろし中に、別の作業を行っており荷卸し量を確認していなかった。スタンドの従業員（危険物保安監督者）は、荷卸し前と荷卸し後の量を確認しておらず、ローリー運転手に任せていた

ウ 違反の内容

① ローリー乗務員

危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、消防法第10条第3項の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならないとされているところ、荷卸し時に別の作業を実施している等、適切な取扱作業がされていなかったため、消防法第10条第3項、危険物の規制に関する政令第31条に違反する。

② スタンド従業員

予防規程に定められた荷卸し時の立ち会いについて、遵守されていなかったため、消防法第14条の2第4項に違反する。

エ 危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準に基づく対応

ローリー乗務員に対し、貯蔵及び取り扱いの基準違反及びスタンド従業員に対し、予防規程遵守義務違反で違反点数を算定し、それぞれ知事への報告を行った。

オ 平成29年12月30日、ガソリンが混入した灯油タンク内の残存危険物の除去並びに洗浄が完了し、当該固定注油設備から吐出させたサンプル油の分析結果を受領、JIS規格で

要求されている品質であることを確認した。よって、ガソリンが混入した灯油を販売するおそれがなくなったため、緊急使用停止命令の解除通知書を交付した。

カ ローリーを保有する事業者に対し、事故発生原因がローリーの底弁バルブの操作不適であったことから、同様の方式（回転させて開閉する方式）のローリーについて、再発防止対策を講じるとともに教育の徹底を行うこと。

スタンドを経営する事業者に対し、危険物の荷卸し時の立会いに係る教育を徹底し、再発防止について対策を講じること。それぞれに対し、上記内容の指導書を発出した。

キ このような事案は、消防本部全体で情報共有し、対応する必要があることから、通知「給油取扱所等における販売に係る事故対応要領等について」を発出し、職員への周知を行った。

【参考】主な消防本部対応経過について

月日	内 容
平成 29 年 12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・ 事案発生（14:45 頃）・ 販売期間（～19:00）
平成 29 年 12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none">・ 早朝、消防署へ駆け込みにより、消防機関覚知・ 消防本部対策本部を設置・ 防災無線で広報開始・ 緊急使用停止命令（消防法第 12 条の 3 第 1 項）発動（口頭）・ 近隣消防本部へ情報提供及び広報の依頼・ 命令書交付・ 全量回収 本件に起因する災害発生なし
平成 29 年 12 月 30 日	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急使用停止命令の解除

(事例6-4) グループ検討

テーマ < 営業用給油取扱所におけるコンタミ事故に対する違反処理 >

1. 緊急使用停止命令の発動について

本事案は、消防機関の覚知から関係者への聞き込み及び伝票等による在庫量の確認を実施した後、緊急使用停止命令を発動しております。

命令発動の時期、要件、妥当性などについて検討してください。

2. 緊急使用停止命令の解除について

本事案では、タンク内の残存危険物の除去並びに洗浄が完了し、サンプル油の分析結果が良好であることを確認したことにより、命令を解除しています。

各消防本部における命令解除の時期、要件などについて検討してください。

3. 命令解除後の対応について

本事案では、再発防止策としてローリーを保有する事業者及びスタンドを経営する事業者に対し指導書を交付し、事業所としての再発防止対策の樹立と本部への報告を求めるとともに、本事案を消防本部全体で共有するため、内部通知を発出しております。

各消防本部において、同様の事案が発生した場合、再発防止策としてどのような対応をしたらよいか検討してください。

4. 他機関との協力について

本事案では、消防本部及び市役所による広報活動の他、警察機関と連携し、コンタミ油販売先の特定を行っております。

各消防本部で同様の事案が発生した際に、どのように対応したらよいか検討してください。

5. 消防法令違反等について

本事案で特定した消防法令違反及び危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準に基づく措置について検討してください。

また、本運用基準に基づく措置について、各消防本部ではどのように対応するか検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討